投資信託説明書
（交付目論見書）
使用開始日 2026.10.17

NISA対象
成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

GRAN NEXT モビリティ

追加型投信／内外／株式

当ファンドはサステナブル・ファンドです。サステナブル・ファンドの説明は、P. 1をご覧ください。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産	年1回	グローバル（日本を含む）	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券（株式　一般）です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

○ファンドの約款の内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。

○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）

この目論見書により行う「GRAN NEXT モビリティ」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月17日に関東財務局長に提出しており、2026年4月18日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長（金商）第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:66兆2,550億円
（2026年7月31日現在）
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034（受付時間:営業日の9:00～17:00）

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-254024-0000-20261017◇

メガトレンドをとらえる未来への投資

過去、産業革命期に電気や自動車の発明・普及をきっかけとした構造的変化を伴う巨大な潮流が幅広い分野で生じ、私たちの生活を急速に変化させました。

未来の世界は、一見予測不可能に見えるかもしれません。
しかし、注意深いリサーチによって、すでに世界に潜在している大きな変化の兆候を見出すことができると考えています。

今後起こりうる社会の変化やイノベーションをメガトレンドとしてとらえ、長期間持続すると考えられる投資テーマを選定し、当ファンドを含む複数のファンドで構成されるGRAN NEXTを設定しました。

当ファンドは、投資テーマのうち輸送関連に着目し、日本を含む世界各国の企業の株式等に投資することで、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
なお、当ファンドとGRAN NEXTを構成するファンド間ではスイッチングが可能です※。

メガトレンドをとらえる中で、複数の長期的テーマの中から機動的に投資テーマをお選びいただけるGRAN NEXT。
皆さまの資産運用・資産形成の選択肢のひとつとして、ご活用いただけると幸いです。

2020年12月

三菱UFJアセットマネジメント

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。
詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html)
当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものです。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国（新興国を含みます。以下同じ。）の株式等を実質的な主要投資対象とし、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色1

主として持続可能な輸送手段への移行から利益を得る日本を含む世界各国の輸送関連企業*の株式等（DR（預託証書）を含みます。）に投資を行います。

*当ファンドにおいては、輸送に使用・適用されるテクノロジーの研究、開発、テクノロジーを利用した製品・サービスの製造、販売の分野で経済活動を行う企業をいいます。

- 外国投資法人であるブラックロック・グローバル・ファンズ－フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドの投資信託証券（クラスI2・円建て）※を主要投資対象とします。また、マネー・マザーファンドへの投資も行います。

  ※以下、「フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド」ということがあります。

- フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドでは、持続可能な輸送手段への移行から利益を得る、日本を含む世界各国の輸送関連企業の株式等を投資対象とします。主に先進国の企業の株式等に投資を行いますが、新興国にも投資を行います。

DR（預託証書）とは、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

■「持続可能な輸送手段」に関する3つのテーマ

自動車の電化

自動車の自律化

コネクティッド・カー

*2026年7月末現在、上記テーマに着目しておりますが、将来変更する場合があります。
*写真はイメージであり、すべてを網羅するものではありません。

特色2 持続可能な輸送手段への移行から利益を得る輸送関連企業の株式等の中から、独自の詳細な企業調査・分析を行い、ポートフォリオ構築を行います。

■外国投資法人の運用プロセス

ブラックロックのESGアプローチを組み込んだポートフォリオ構築

フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドでは、持続可能な輸送手段への移行から利益を得るとブラックロックが判断する投資対象企業に対して、ボトムアップの調査・分析に加えて、ESGに関する各企業の取り組みと、それらが株価に与える影響度を詳細に分析（ESG項目の評価）した上で、各企業の将来の成長性を予測しつつ、ポートフォリオを構築します。

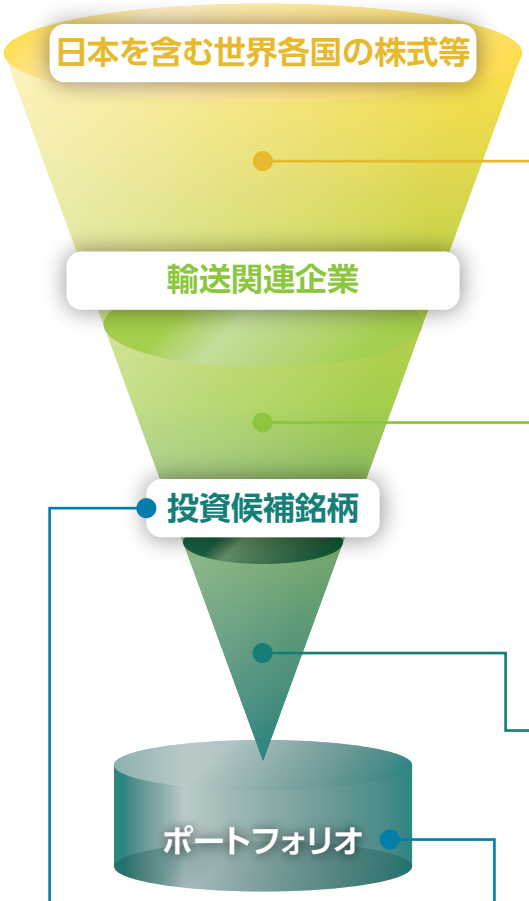

投資対象企業の絞り込み
- 輸送手段への移行から利益を得る輸送関連企業の株式等が投資対象
- 原則として、ESGの観点から疑義のある活動を行う企業を排除*
- 環境・社会への影響度合いおよびガバナンス**を考慮

企業の調査・分析
- 現地調査や経営陣との面談
- 財務分析に加えて、ESG項目の評価も活用し、潜在的な投資価値を評価
  - ・財務分析では、マクロ経済やテーマに関する分析、独自の詳細なファンダメンタルズ分析を実施
  - ・ESGに関する企業の取り組み、株価に与える影響度分析を実施
- 株価の上昇余地と下落リスクを推計し、投資候補となる銘柄を選定

ポートフォリオ構築
- 株価のバリュエーション等を勘案し、ポートフォリオ・マネジャーが厳選した銘柄に投資
- 環境もしくは社会的課題解決に貢献する投資対象の組入比率を高位とすることをめざす※

エンゲージメント
- スチュワードシップ方針に基づき、投資対象企業および投資先企業の持続的な成長を促す重要な手段として、エンゲージメントを実施。

※株式の組み入れについて
組み入れる株式は、原則として投資対象企業の環境・社会への影響度合いおよび投資対象企業のガバナンスが考慮されており、環境もしくは社会的課題解決に貢献する企業の株式のみとします。

ESGとは、環境（**E**nvironment）、社会（**S**ocial）、ガバナンス（**G**overnance）の頭文字を取ったものです。

*排除（エクスクルージョン）について
「問題のある兵器（核兵器を含む）」「化石燃料」「国連グローバル・コンパクト違反者」「民間火器」「タバコ」の分野に属する企業等は原則として投資対象に含まれませんが、ESGの観点から将来的な改善が期待されるとブラックロックが考える企業等については、一定の条件を満たす場合、一部投資対象となることがあります。

**環境・社会への影響度合いおよびガバナンスについて
投資対象企業の絞り込みにあたり、環境または社会に対して重大な悪影響を与えないかどうかを確認するほか、健全な経営構造や従業員関係等の分野におけるガバナンス体制や実態を評価します。

! 前記はポートフォリオ構築の概略を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ブラックロックのスチュワードシップ方針

・エンゲージメントや議決権行使等のスチュワードシップ活動を価値創造の中核として認識し、受託者責任に基づき、受益者に代わって受益者利益最大化の観点からスチュワードシップ活動を実施します。
・スチュワードシップ活動を行うに当たり、株主価値の観点に基づくコーポレート・ガバナンスを重視し、長期投資家として投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促し、受益者の利益向上を図ることを目指します。
・目的達成のために、スチュワードシップ責任を果たすための方針を定め、スチュワードシップ責任に対する考え方、議決権行使の方針、スチュワードシップ活動に対する総合的な対応方針、そして利益相反の管理方針について明確にします。

(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

特色3 フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドの運用は、ブラックロックグループの投資顧問会社*が行います。

- ブラックロックグループは1988年に設立され、世界40ヵ国以上に拠点を有する独立系の資産運用会社グループです。
- 同グループは世界に約4,200名の運用のプロフェッショナルを有し、世界最大級の運用資産残高約2,210兆円を誇ります。
  (2026年3月末時点、為替レートは1米ドル=159.090円。)
- 上記ファンドを運用する株式チームは、充実した調査体制を有しており、同グループのリソースを最大限に活用します。

*ブラックロックグループの投資顧問会社は、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク[米国]、ブラックロック・インベストメント・マネジメント LLC[米国]、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド[イギリス]、ブラックロック(シンガポール)リミテッド[シンガポール]のことをいいます。
*投資顧問会社は、運用の指図権限をさらにブラックロックグループの他の会社に委託する場合があります。

(出所)ブラックロック・ジャパン株式会社の資料に基づき三菱UFJアセットマネジメント作成

特色4 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色5 年1回の決算時（1月19日（休業日の場合は翌営業日））に分配金額を決定します。

● 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。

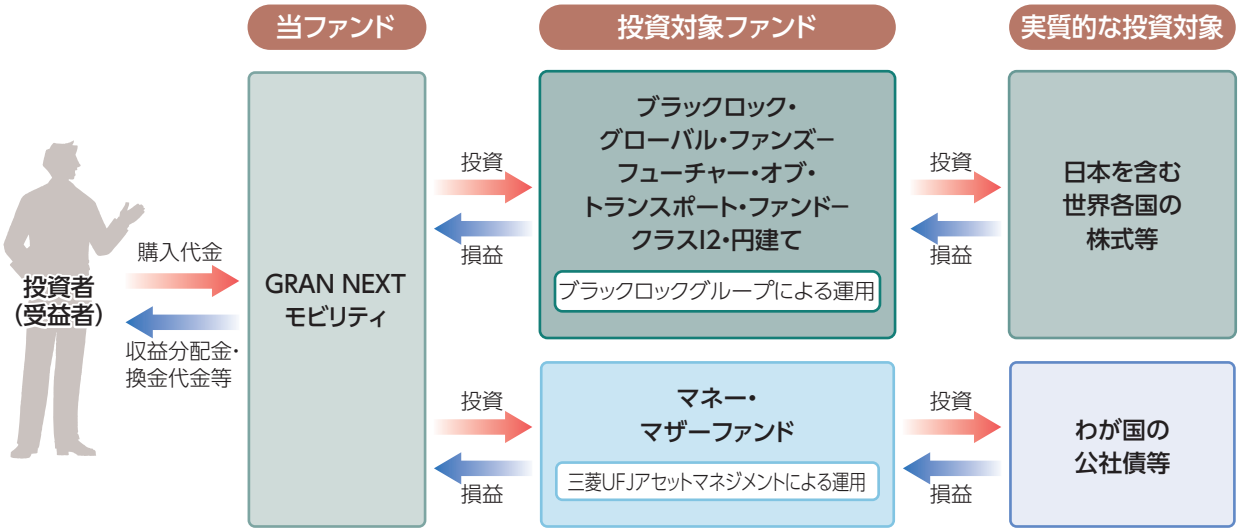

! 当ファンドを含めた「GRAN NEXT」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。
「GRAN NEXT」は、「GRAN NEXT エネルギー」、「GRAN NEXT モビリティ」、「GRAN NEXT テクノロジー」、「GRAN NEXT ヘルスサイエンス」、「GRAN NEXT フィナンシャルズ」、「GRAN NEXT マネープールファンド」の6ファンドで構成されています。
販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。
なお、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。
くわしくは販売会社にご確認ください。

! 「GRAN NEXT エネルギー」、「GRAN NEXT モビリティ」はサステナブル・ファンドです。
「GRAN NEXT テクノロジー」、「GRAN NEXT ヘルスサイエンス」、「GRAN NEXT フィナンシャルズ」、「GRAN NEXT マネープールファンド」はサステナブル・ファンドではありません。
サステナブル・ファンドの説明は、P.1をご覧ください。

■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。（投資信託証券を通じて行う場合を含みます。）

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

追加的記載事項

■投資対象ファンドの概要

ブラックロック・グローバル・ファンズ－フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド－クラスI2・円建て	
形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルク)エス・エー[ルクセンブルク]
投資顧問会社 (投資運用会社)	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク[米国]、 ブラックロック・インベストメント・マネジメント LLC[米国]、 ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド[イギリス]、 ブラックロック(シンガポール)リミテッド[シンガポール]
投資態度	・日本を含む世界各国の輸送関連企業(輸送に使用・適用されるテクノロジーの研究、開発、テクノロジーを利用した製品・サービスの製造、販売の分野で経済活動を行う企業)の株式等を主要投資対象とし、トータル・リターンの最大化をめざします。 ・企業の選定にあたっては自動車の電化や自律化、コネクティッドカーへの移行から利益を得る企業に着目し、原材料(資源やバッテリー資源等)、部品やコンピュータ・システム(バッテリーやケーブル等)、テクノロジー(自動車センサー技術等)、インフラ(電気自動車の充電スポット等)等の経済活動を行う企業の株式等に投資を行います。主に先進国の企業の株式等に投資を行いますが、新興国にも投資を行います。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・効率的な運用を目的として、デリバティブ取引を利用することがあります。 ・資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
主な投資対象	日本を含む世界各国の株式等
主な投資制限	・株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の70%以上とします。 ・条件付転換社債への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.68%
その他の費用・ 手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。また、有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がブラックロックグループの会社へ支払われます。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2020年12月2日
決算日	毎年8月31日
収益分配方針	原則として分配を行わず信託財産の成長をめざします。

マネー・マザーファンド	
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、主として安定した利子等収益の確保を図ります。

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる株式の価格変動の影響を受けます。 株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
特定のテーマに沿った銘柄に投資するリスク	ファンドは、特定のテーマ（輸送関連企業）に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。 また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
為替変動リスク	主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。
信用リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
カントリー・リスク	ファンドは、新興国の株式に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、為替変動・価格変動・信用・流動性のリスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資先外国投資法人では、投資対象企業の環境、社会およびガバナンス特性にかかる評価に際し、第三者プロバイダーが提供するデータを含む複数のデータを活用します。使用する評価基準は、他のESG特性を考慮するファンドが適用する基準と異なる場合があります。また、企業開示が不十分であるなどの理由から入手できるデータや情報が不完全である可能性があります。ESGの評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ESG特性を考慮しないファンドと比較して異なる運用成果を示す可能性があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される可能性があります。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。
  収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
  投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
  ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
  収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>
投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2022年1月～2026年7月です。
基準価額（分配金再投資）は、2021年8月末～2026年7月末です。

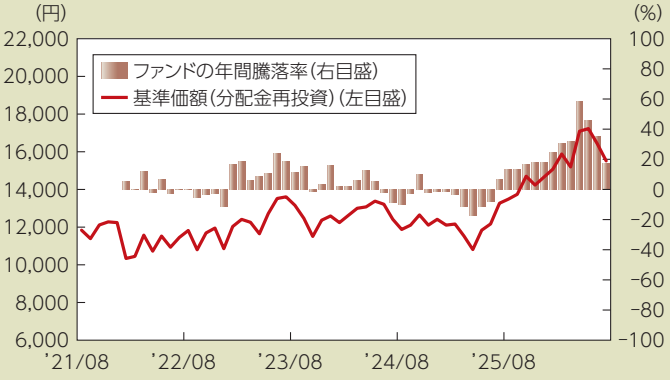

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年8月末～2026年7月末）
ファンドの年間騰落率は、2022年1月～2026年7月です。

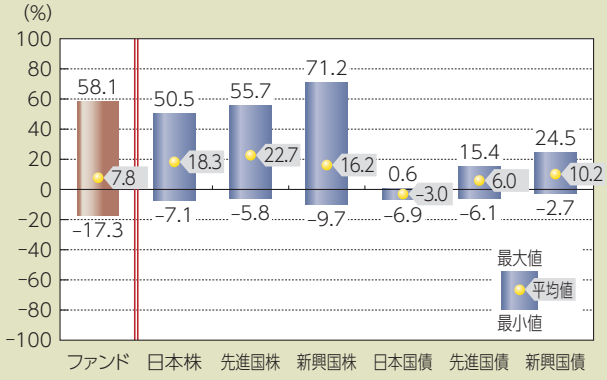

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み）とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA−BPI（国債）とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI（総合）のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本）	FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年7月31日現在

■基準価額・純資産の推移　2021年1月19日(設定日)～2026年7月31日

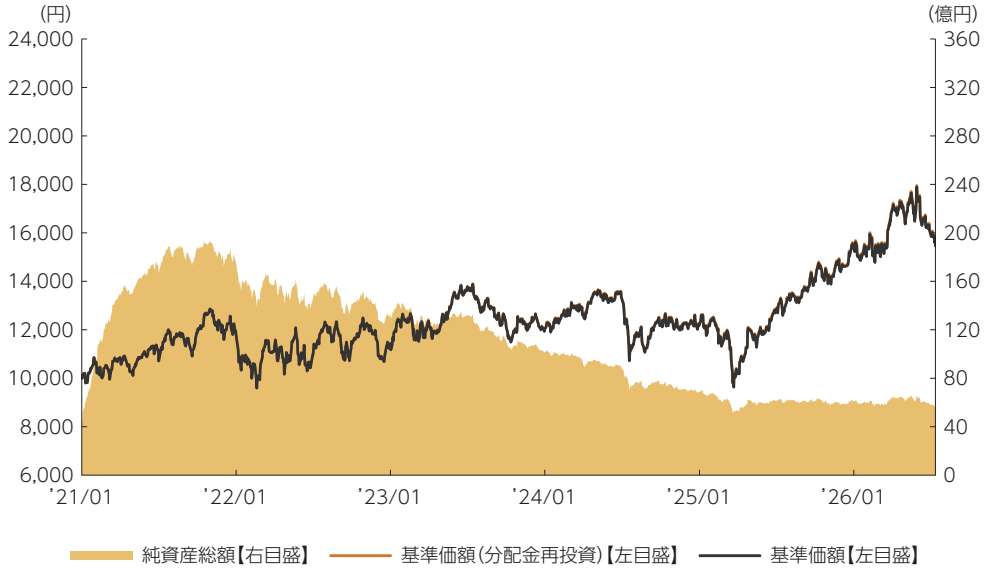

•基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,453円
純資産総額	55.7億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2026 年　1月	10円
2025 年　1月	10円
2024 年　1月	10円
2023 年　1月	10円
2022 年　1月	10円
設定来累計	50円

•分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産構成	比率
ブラックロック・グローバル・ファンズ－フューチャー・オブ・トランスポート・ファンドークラスI2・円建て	98.5%
マネー・マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	1.5%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	国・地域	業種	比率
1	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY LT	中国	車両関連産業	5.7%
2	TE CONNECTIVITY PLC	アイルランド	車両関連産業	5.6%
3	GENERAL MOTORS	アメリカ	車両関連産業	4.4%
4	ALBEMARLE CORP	アメリカ	車両関連産業	4.2%
5	BYD LTD A	中国	車両関連産業	4.2%
6	SOCIEDAD QUIMICA Y MINERA DE CHILE	チリ	車両関連産業	4.0%
7	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LTD	中国	車両関連産業	3.8%
8	SCHNEIDER ELECTRIC	フランス	車両関連産業	3.7%
9	ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	カナダ	輸送効率化	3.5%
10	XPENG CLASS A INC	中国	車両関連産業	3.5%

•ブラックロック・ジャパン(以下、ブラックロックという場合があります)提供の資料(現地月末営業日基準)に基づき作成
•比率は実質的な投資を行う投資信託証券の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•国・地域はブラックロックによる定義に基づいています。業種はブラックロックの運用チームによる分類であり、変更する場合があります。
•オプションなどのデリバティブが組み入れられる場合には、特定の銘柄の影響度合いは組入比率の通りとは限りません。

■年間収益率の推移

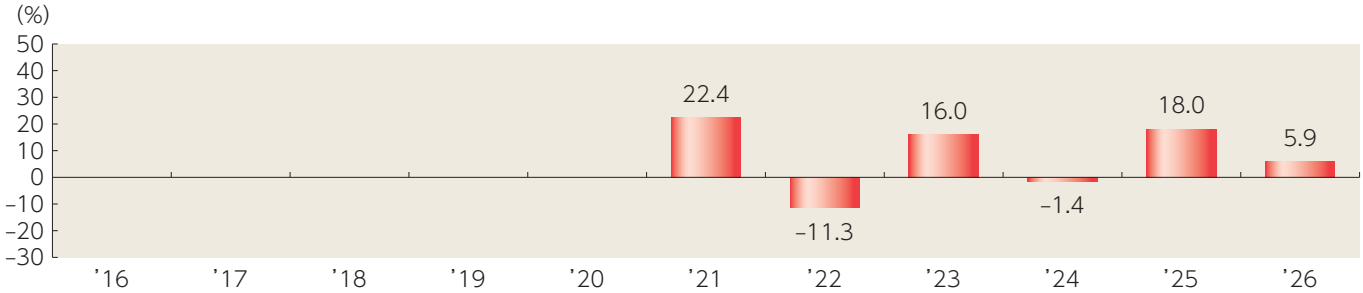

•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2021年は1月19日(設定日)から年末までの、2026年は年初から7月31日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・12月24日 ・投資対象とする外国投資法人の投資信託証券の申込受付停止日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年4月18日から2027年4月16日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

その他	スイッチング	GRAN NEXTを構成するファンド間でのスイッチングが可能です。 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の購入時手数料は、販売会社が定めています。 なお、スイッチングにより換金をする場合は、換金代金の利益に対して税金がかかります。 くわしくは販売会社にご確認ください。
	信託期間	無期限（2021年1月19日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・GRAN NEXTを構成する各ファンドの受益権の総口数の合計が50億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。

	決算日	毎年1月19日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	2,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。 販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限3.30%(税抜 3.00%)** (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

ファンド

日々の純資産総額に対して、**年率1.133%(税抜 年率1.030%)**をかけた額

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数/ 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.25%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする投資信託証券

投資対象ファンドの純資産総額に対して**年率0.68%**(運用および管理等にかかる費用)(マネー・マザーファンドは除きます。)

※投資対象とする外国投資信託証券では、保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。また、投資対象とする外国投資信託証券で有価証券の貸付を行った場合、その収益の一部がブラックロックグループの会社へ支払われます。投資対象とする外国投資信託証券においては、実質的な保管報酬および事務処理に要する諸費用は事前に把握ができないため表示しておりません。

実質的な負担

ファンドの純資産総額に対して**年率1.813%程度(税抜 年率1.710%程度)**

※投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

・監査法人に支払われるファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税　金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2026年7月末現在のものです。
※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年1月21日～2026年1月19日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.86%	1.81%	0.05%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※投資先ファンドの費用の内訳は、投資先運用会社の判断に基づいたものです。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html